

第3章 カジノ・エンターテインメント導入に伴う 懸念事項への対処

1 前提条件の整理

「米国ラスベガスの取組み」、「海外における規制・対策等」、「国内の先進事例の取組み」、「自民党小委員会」：我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針により、前提条件を以下のとおり整理する。

(1) 米国ラスベガスの取組み

本業務の先進地ヒアリングでギャンブル依存症対策等について、ネバダ州ゲーミング管理局 (State of Nevada Gaming Control Board)、ネバダ州責任あるギャンブル推進のための協議会 (Nevada Council on Problem Gambling)、MGM ミラージュ社からの主な回答内容を以下に整理する。

ア ネバダ州ゲーミング管理局 (State of Nevada Gaming Control Board (NGCB))



(ア) 組織体制

- ・ ネバダ州ゲーミング管理局は、ネバダ州におけるカジノ産業の監視・管理を行い、州法と規則に照らしながらカジノ産業の適正管理を担当している。
- ・ 法執行課、監査課、税・ライセンス課、捜査課、企業保安課、電子サービス課、管理・運営課の7課、430人の職員がいる。
- ・ 監視・警備については、市警察のカジノ担当の警官が100人体制であたっている。

(イ) 依存症対策

- ・ 1998年、カジノ免許事業者に対しギャンブル依存症に対する問題対処のプログラム作成と情報提供を行うことが法律で義務づけられた。
- ・ 2003年、ネバダ州議会にてギャンブル依存症などを支援する資金調達の法律が出された。

(ウ)ゲーミング事業の規制

- ・ アメリカゲーミング協会※ (AGA: American Gaming Association) という全米のゲーミング事業者の加盟する団体が 1995 年 6 月より設置されている。その団体では「責任あるゲーミングのための企業行動憲章」を作成している。
- ・ 未成年者によるギャンブルが摘発された時は、事業者に罰金や免許剥奪などの制裁が科せられている。
- ・ 管理局とカジノ事業者とは教育プログラム等を通じて良好な関係を保ち、法律や規則が守られるように取り組んでいる。

(エ)今後の課題

- ・ 職員は数年で別の業界に行くこともあるため、警官を含め有能な人材を確保すること。

※アメリカゲーミング協会 (AGA: American Gaming Association)

アメリカゲーミング協会は、一般、専門家、及びメディアに対し、カジノ・ゲーミング産業についてのよりよい理解を広めることを目的に、1995 年 6 月に、ワシントン D.C. に設置された。連邦課税の規程や観光旅行の問題等を取りまとめている。

イ ネバダ州責任あるギャンブル推進のための協議会 (Nevada Council on Problem Gambling)



(ア)組織の業務内容(協議会の位置付け、設置目的、活動内容とその効果等)

- ・ ネバダ州責任あるギャンブル推進のための協議会は 1984 年、非営利組織として設立され、その主目的は、ネバダ州市民やビジネスにおける問題あるギャンブルの影響について議論することである。
- ・ 本協議会は、問題あるギャンブルの情報源として、また問題あるギャンブルに影響された個人または家族への支援や更正プログラムを提供する組織としての役割をもつ。
- ・ 協議会の使命は、ネバダ州における問題あるギャンブルに対する意識付け、教育の促進、また質の高い対処の提案をすることにある。協議会は合法化されたギャンブルに対し、賛成、または反対の立場を取るものではない。
- ・ 4 人の常勤者がいる。
- ・ ボランティアは必要に応じて地域より募集している。

(イ)常勤者の業務内容

- ・ **EXECUTIVE DIRECTOR** エグゼクティブディレクター：協議会の理念、目的に沿ったプログラム・サービスの改善、及び情報の提供に関する業務を行う。また、問題あるギャンブラーとその家族に対して対処法を提供する。また協議会で承認される長期計画の実施の責任者。
- ・ **OFFICE MANAGER** オフィスマネージャー：協議会事務所の運営管理を行う。またエグゼクティブディレクターの管理の下、協議会の財務関連をすべて行なう。組織が所有するサービス、協議会の理念、目的、及び協議会内の連携、日々の業務や設備管理、スタッフの監督責任者。
- ・ **PROGRAM COORDINATOR** プログラムコーディネーター：オフィスマネージャーとエグゼクティブディレクターの管理の下、協議会が所有するプログラム、サービスの立案、実施の調整を行う；社会のニーズに対応するため、適切とされるプログラムとサービスをもって、運営者及び外部パートナーと直接業務を行う。
- ・ **ADMINISTRATIVE ASSISTANT** アドミニストレイティブアシスタント（管理補佐）：フロント業務をすべて行ない、プログラムを効果的に実施するための支援を行う。

(ウ)雇用に必要な資格、講習、人材育成プログラム等

- ・ 協議会メンバーは各業務内容に対して必要とされる資格を基に雇用される。メンバーはみな、雇用後最初の 30 日間、基本的な問題あるギャンブルの意識トレーニングを受け、協議会による地域への教育プログラムへの参加を義務付けられている。

(エ)ネバダ州ゲーミング管理局(NGCB)から運営資金の補助の流れと金額の推移及び使途

- ・ 協議会は、あらかじめ承認したプログラム資金を NPGP 基金 (Nevada Problem Gambling Prevention and Treatment Fund：ネバダ州問題あるギャンブルの予防と治療基金) から受け取る。毎年受け取れる資金は予算承認のため提出する申請許可に基づいている。2008 年 10 月から 2009 年 9 月のプログラム資金は以下のとおりである。

※ 2008 年 11 月現在の為替レート:96 円/\$で換算

- ・ 107,506 ドル (約 1,032 万円) の人材育成費：カウンセラーのための講義トレーニング、及び問題あるギャンブルに関する 2 日間の年次州会議の費用
- ・ 60,378 ドル (約 579 万円) の予防対策費：若者と家族の気づきのためのプログラム教育キットの普及
- ・ 協議会の追加運営費はチャリティー事業での寄付金やサービスプログラムの参加料金より提供される。

(オ)過去 5 年のギャンブル依存症患者数(カウンセリング数)

- ・ ネバダ州責任あるギャンブル推進のための協議会是对処サービスを提供していない。従って、協議会は情報の告知と相談者に対し、専門家の照会をする組織である。

(カ)問題あるギャンブルの把握

- ・ 問題あるギャンブルとは、個人の心理的先入観及び衝動により精神の健康が侵されるものである。過度のギャンブル行動は、時間、金銭及び自尊心の喪失に帰着する。ギャンブルは、私生活、家庭関係、職業に対する希望をなくさせ、結果としてそれらを壊すところまで発展させるおそれのあるものである。極端な状況の果ては、病的ギャンブル（pathological gambling）といて、アルコール中毒患者がアルコールの摂取をコントロールできなくなるように、ギャンブル行動をコントロールできなくなるといった症状になることである。病的ギャンブルは、1980年以降米国精神医学会によって診断・治療が可能な精神病として認知されている。
- ・ ネバダ州が支援する学術研究によると、2000年現在の成人人口のうち6.4%が問題あるギャンブル、病的ギャンブルを抱えているとしている。
- ・ 2004年には、ネバダ州問題あるギャンブラー・ヘルプラインでは、2,624件の情報の提供と援助の要請に対応している。

(キ)更正サービス等の内容

- ・ 問題あるギャンブルは地域医療の課題であり、社会と個人の共同作業による解決が最も必要である。更正プログラム開発においては、既存のサービスを更に支援していくこと、依存症の潜在的ニーズを認識し、公表することが重要である。

ウ MGM ミラージュ社

(ア)地元客の入場規制に対する考え

- ・ 進出に際しては、法制、税制、地元の人の入場の可否が判断基準となる。地元が禁止になると当然マーケットに影響する。施設の計画もいろいろ考えないといけない。行政判断でありなんとも言えない。オペレーターにとってはいろいろと悩ましくなる。
- ・ 大規模施設を考えると、年間500～1,000万人規模の客が必要であり、それが見込めないのであれば、小規模な施設にならざるを得ない。
- ・ 税金を高くするとオペレーターは悩む。シンガポールはハイローラーの税制を低く抑えており、これを戦略として位置づけることを念頭にオペレーターも進出している。



(イ)依存症対策

- ・ ネバダ州ゲーミング管理局(NGCB)に対して、依存症対策として毎年200万ドル(約1億9,200万円)を拠出している。他にもアメリカゲーミング協会(AGA)などへの寄付など、積極的に活動している。

(2) 海外における規制・対策等

海外における取組み概要について、これまで調査された諸報告書等から引用し、整理する。

ア 米国全体

(ア) ギャンブル依存症対策

- ① カジノ合法化に伴い法律に事業者の患者治療負担の規定を設ける（ゲーミング収益の 1% 程度をギャンブル依存症患者の治療及び施設のために使うこと）。
- ② アメリカには、1975 年に非営利の公益法人として認定された自助グループ「ギャンブラーズ・アノニマス（GA）」等、依存症を支援するいくつかの組織があるが、こういった支援活動の資金は業界団体等の献金によって賄われているのが一般的で、GA もメンバーの自発的な献金によって運営されている。
- ③ 米国のゲーミング影響調査委員会（NGISC）により下記 3 点の要請がある。
 - ・ 病的ギャンブラーの認識・監視、及び賭け金の抑制指導
 - ・ ATM の設置数の縮減、及びクレジット・ラインの引き下げ
 - ・ 相談用のホット・ラインの見やすい場所への設置

資料：(p108<引用/参考文献一覧>参照 ①及び③～⑤※1 ②※2)

(イ) 犯罪の防止策

- ① 米国のゲーミング影響調査委員会（NGISC）の 1999 年 6 月の報告では、「カジノを原因とする犯罪は増えていない」と発表されている。

資料：(p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

イ ネバダ州

(ア) ゲーミングに対する規制・制限

- ① 1955 年に規制、効率的な徴税を行うためにゲーミング管理局（NGCB）が創設された。
- ② 1959 年にゲーミングに係る規制、制度の設置、ライセンスの認可を実施するネバダゲーミング管理委員会（NGC）が設けられた。
- ③ ネバダゲーミング管理委員会で定めた規制内容をゲーミング管理局が実際に監視する仕組みとなっている。
- ④ カジノ経営を認めるライセンスは、法人として取得する場合は法人としての申請のほか、役員・理事・幹部社員・主な株主も一人ひとりが申請しなくてはならない。ゲーミング管理委員会で実施する調査は経歴や資金源などで 1 年間にも及び、調査・審査にかかる費用は申請者が負担している。
- ⑤ 施設内での不正が摘発されると、カジノ運営者は、訴訟により巨額の罰金がかかるため、自主的に管理するためのインセンティブが働くようになっている。

資料：(p108<引用/参考文献一覧>参照 ①～③及び⑤※1 ④※5)

(イ)ギャンブル依存症対策

- ①ラスベガスのカジノ運営企業大手ハラースでは、依存症カウンセリング全国組織に対し、年間 10 万ドル（約 960 万円）以上の寄附が行われている。これらの資金をもとに、ギャンブル依存症への対策が政策的に行われている。

資料：(p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

(ウ)青少年への影響への対策

- ①ラスベガスでは、21 歳未満の可能性があるものは、ID の提示を求める義務が課せられている。それを怠った場合には、カジノ施設側が厳しく処罰される。

資料：(p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

(エ)犯罪の防止策、組織悪の介入への対策

- ①1950 年（ネバダ州の初期のゲーミング統制法が制定された翌年）以降、全米において組織犯罪に対する厳格な取締りがなされるようになった。
- ②特にラスベガスのカジノ、マフィア、政治家、官僚、労働組合との関係は鋭く追及され、FBI による執拗なマークが行われた。
- ③1959 年以降、それまでのゲーミング統制局が州の収税局の一部であったことを改め、ネバダ州ゲーミング委員会を設立し、完全に独立的な機構とした。このように健全経営の基本となる管理システムの構築が進められた。
- ④ラスベガスにおける犯罪防止策として、ライセンスを付与する際の厳格な審査が挙げられる。
- ⑤ラスベガスでは「Exclusion List」（ブラックリスト）と呼ばれるカジノ業界に不利益を与える人物のリストの作成と、その人物を施設内から退去させる義務があり、カジノ運営を阻害させる要因を排除するための仕組みがある。
- ⑥カジノ経営者と土地・建物の所有者が異なる場合、マフィア等が入り込む余地のないように、ライセンス申請者は土地・建物の所有者が適切な人物であることも立証しなくてはならない。これが不適格となればライセンスは発行されない。
- ⑦カジノ施設のある全ホテルで監視カメラを整備している。ラスベガスでは、多くの監視カメラを設置することで、厳格な管理体制を敷いている。
- ⑧それぞれのホテルでは警備を実施するために約 5,000 人の民間警備員を配置している。
- ⑨その民間警備員には、勤務の 25%の時間を割いて、警備のための最新の教育を実施し、警備の質の向上を図っている。
- ⑩このようなこともあり、ラスベガスは、1980 年以降米国において、最も安全な都市の一つとされている。

資料：(p108<引用/参考文献一覧>参照 ①～⑤及び⑦～⑩※1 ⑥※5)

(オ)地域環境への影響への対策

- ①社会貢献として、カジノ施設従業員の慈善活動を奨励している。
- ②社会貢献として、大学においてセミナーを実施している。
- ③大学への奨学金を提供している。
- ④カジノ運営企業大手のハラズでは、おおよそ粗利益の 2%程度が、未成年者への対応やギャンブル依存症へのケアなどに寄附している。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~④※1)

ウ ニュージャージー州

(ア)ゲーミングに対する規制・制限

- ①カジノ統制委員会がゲーミングの法制、許認可の付与、カジノの監視、税の徴収など法の施行を担当し、ゲーミング執行局がライセンス申請者の調査、カジノ運営の検証と監査等の包括的執行権を行使している。
- ②2つの管理機関があり、規制当局のカジノ統制委員会は、法的に独立した州の機関で許認可裁量等を有し、もう一つの機関であるゲーミング執行局（職員 391 名）は、州司法警察配下であり、24 時間体制で収入の査定、不正行為の監視・管理を担っている。
- ③これらの法体系は、あらゆる国や州で模倣された（例えば、オーストラリア、米国のインディアンカジノ）。
- ④12 のカジノ施設には、委員会用と執行局用の事務所が設置されており、各々のスタッフが 24 時間体制で監視・管理を行っている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~④※1)

(イ)ギャンブル依存症対策

- ①依存症カウンセリング全国組織に対し、カジノ施設全体で年間約 7,890 万円（2001 年時点）の寄附を行っている。
- ②依存症自助組織のためのワークショップの開催等が実施されている。

資料: <引用/参考文献一覧>参照 ①~②※1)

(ウ)犯罪の防止策、組織悪の介入への対策

統制部門：カジノ統制委員会、執行部門：ゲーミング執行局

- ①ゲーミング規制部門と執行部門の設置による規制・監視体制の整備
- ②規制部門と執行部門による異なる角度からの 24 時間の監視・管理
- ③ニュージャージー州では、規制監視システムを創出するにあたり、犯罪組織のあらゆる影響を拒絶してきた。そのため、カジノ施行者や経営者と暴力団等との癒着はもはや存在しないと考えられている。
- ④カジノ関連ビジネス（廃棄物処理、ランドリー等）への組織介入を防止するため、ゲーミング執行局による株主や親企業等を含めた厳格な調査のもと、カジノ統制委員会よりライ

センスが付与される仕組みとなっている。

- ⑤ライセンスが付与後も、当該企業のビジネスに関し、ゲーミング執行局の監視が続けられる。
- ⑥不正防止を考慮したゲームルールも考案されている。
- ⑦カジノ外でも警官や警備員による 24 時間パトロールや警備体制が確立されている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~⑥※1 ⑦※2)

エ マカオ

(ア) 青少年への影響への対策

- ①18 歳未満（中国人のみ 21 歳未満）の入場を禁止している。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

(イ) 犯罪の防止策

- ①マカオでは、中国への返還後、中国当局が人民解放軍部隊を派遣する一方で、隣接する広東省において暴力団の取締りを強化し、治安は急速に回復した。
- ②カジノ事業に暴力団等が介入しないよう、事業者へのライセンスの付与にあたり政府が厳重な審査を行っており、各事業者も警備体制に力を入れている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※1)

オ 韓国

(ア) ゲーミングに関する規制・制限

- ①文化観光部が事業者への営業許可の付与等カジノ施行行為を管掌し、産業資源部が特別措置法を立案し産業政策を施行している。
- ②警察庁、地方警察庁が射幸行為の規制を担っている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※1)

(イ) ギャンブル依存症対策

- ①ゲーミング施設内におけるアルコールの販売を禁止している。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

(ウ) 犯罪の防止策、組織悪介入への対策

- ①警察官が常駐している。
- ②警備員、内部職員による監視を行っている。
- ③カンウォンランドでは施設内部に 135 台の監視カメラが設置され、24 時間監視がされている。
- ④入場時に金属探知機による身体検査を実施しており、荷物検査も行っている。
- ⑤1967 年「射幸行為等規則及び処罰特例法」が制定され（2000 年全面改訂、所管：地方警察）、射幸行為営業、射幸器具製造業者、射幸器具販売業者を規制した。また、カジノ業の

施行に関しては、地方警察長の許可が必要となる。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~⑤※1)

(エ) 地域環境への影響への対策

- ① 交通インフラの整備を図る。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

カ シンガポール

(ア) ギャンブル依存症対策

- ① シンガポール居住者からの入場料の徴収 (入場料: 100S\$=約 6,368 円或いは、年会費: 2,000S\$=約 127,360 円)
- ② 自己排除、第三者要請による顧客排除プログラムを採用する。
- ③ 依存症、ヘルプサービス、ゲームの規則、オッズ (配当の掛金に対する倍率) の表示を行う。
- ④ カジノ及びカジノ賭博に係わる広告を禁止する。
- ⑤ シンガポール居住者に信用貸しを禁止する。
- ⑥ カジノ施設内に ATM の設置を禁止する。
- ⑦ 顧客損失条件を任意に設定できるシステムを設ける。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~⑦※6)

(イ) 青少年への影響への対策

- ① 21 歳以下の者のカジノ入場を禁止する。
- ② カジノ並びにカジノ賭博に係わる広告を禁止する。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※6)

キ オーストラリア

(ア) 犯罪の防止策

- ① シドニーのスターシティカジノは、テーブルゲームだけで 145 台を持つが、ここでは 950 台以上のカメラを設置、内 630 台がカジノ内を監視。また監視・管理機構を通じてカジノ関係者が規則を犯したり、犯罪に巻き込まれることの防止策がとられている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※4)

ク カナダ オンタリオ州

(ア) ゲーミングに関する規制・制限

- ① オンタリオ州におけるゲーミングの施行者は、オンタリオ州政府の機関ともいえる独立行政法人であり、州法に基づきその権限が規定される。
- ② 施行者としては、法定施行者であり施設所有者でもある州政府の独立行政法人として「オンタリオ・ロツテリー・ゲーミング公社」が存在し、カジノに関する実際の開発・運営・維持・管理委託契約を民間の運営・経営委託企業者とかわす。従って公社は、名目上の法

的な施行者、施設所有者であって、事業の運営管理・監視に専念し、実務的な施設の経営・運営には一切関与しないものである。

- ③法を厳格に適用するために、ギャンブル等を管轄する州の機関である AGCO (Alcohol and Gaming Commission Ontario) が設置されている。オンタリオ州 (カナダ) においては、カジノの従業員や設備・機器等の取引企業などに対して、監督機関である AGCO が大きな役割を持つ。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※3 ③※5)

(イ)ギャンブル依存症対策

- ①オンタリオ・ロッテリー・ゲーミング公社 (OLGC) は、ギャンブル依存症の相談を 24 時間体制で受け付ける電話相談機関を設けている。
- ②オンタリオ州は、スロットによる歳入の 2%を、ギャンブルに関わる問題の解決に取り組むための機関へ寄附している。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※1)

(ウ)青少年への影響への対策

- ①カジノウインザーは、19 歳未満の入場を禁止している。
- ②OLGC による啓発活動の等のほか州機関 (保健省管轄組織) による研究や予防対策にも力が入れている。現在は高校生・大学生を対象とした予防策を講じるなど青少年対策が重視されている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1 ②※5)

(エ)組織悪介入への対策

- ①ナイアガラでは、組織悪を排除するために会計手法や手順を単純明確で健全なものにすることを徹底している。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

(オ)犯罪の防止策

- ①警察官の 24 時間常駐の体制をとっている。
- ②警備員、内部職員による監視を行っている。
- ③カジノウインザーでは、多くの監視カメラ (1,000 台以上) を設置することで、厳格な管理体制を敷いている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~③※1)

ケ モナコ

(ア)青少年への影響への対策

- ①21 歳未満の入場を禁止している。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

(イ)地域環境への影響への対策、風紀対策

- ①ドレスコードの規定（ある場所での雰囲気壊さないように求められる、ある一定の服装基準）がある。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

(ウ)犯罪の防止策

- ①最も格式の高い Grand Casino では、外国人のみの入場が許可されているため、カジノ入場時にパスポート及び ID が必要となる。
- ②モナコではカジノ入場の際に金属探知機による身体検査が行われている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1 ②※5)

コ ニュージーランド

(ア)ゲーミングに関する規制・制限

- ①カジノを監視するための機関として、カジノ委員会・監督局が設置されている。
- ②カジノ施設は、フロアのレイアウト、監視システム、その他運営に関わるあらゆることに関し、委員会の許可が必要。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※1)

(イ)犯罪の防止策、地域環境への影響への対策、組織悪介入への対策

- ①特別調査委員会がカジノ導入についての調査を実施し、慎重な検討を行った。その結果、適切な制度、監視システムを創出することで、悪影響を及ぼす要因は防ぐことができるという結論に至り、1990年にカジノゲーム法が制定された。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1)

(ウ)ギャンブル依存症対策

- ①ライセンスを付与されたカジノは収益の一部で基金を創設している。その基金がカジノ施設を監視して、ギャンブル中毒の恐れがある場合には、適切な対応をとるなどの、ギャンブル依存症を防止するための活動が義務付けされている。
- ②2004年以降、ギャンブルセクター毎にその社会的影響度の度合いに応じて依存症対策賦課金を税として徴収することが決定され、2004年7月以降徴収が実施されている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1 ②※7)

サ イギリス

(ア)ゲーミングに関する規制・制限

- ①1960年代になると、大英帝国議会においてギャンブルをめぐる大論争が生じ、5年の論争を経て「禁じるべきではなく、統制下で許可するべきである。」との結論より、1968年にゲーム法が制定された。
- ②カジノのライセンスは、英国ゲーム統制局が厳重な審査をした上で付与される。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※1)

(イ)犯罪の防止策

- ①会員のみ入場が可能である。
- ②入会の 24 時間前までにカジノクラブへの入会手続きが必要である。
- ③施設内に警備員を配置している。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~③※1)

シ ドイツ

(ア)ゲーミングに関する規制・制限

- ①カジノの許認可は、州政府が許可する。
- ②ドイツのベルリンカジノでは、使用するゲーム機器に関して認証性を採っており、オランダあるはネバダ州（ゲーミング委員会）の認証が必要とされている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※1 ②※5)

(イ)ギャンブル依存症対策

- ①ベルリン州では小冊子を配るなど予防に努めている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①※5)

(ウ)青少年への影響への対策、犯罪の防止策

- ①18 歳、または 21 歳以上の年齢制限を設けている。
- ②入場時の ID（身分証明書）、パスポートの確認を行っている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※1)

(エ)地域環境への影響への対策、風紀対策

- ①ドレスコードの規定がある施設が多い。
- ②概ね午後 3 時~午前 2 時までの営業時間を設定している。
- ③ノルトラインウエストファーレン州（ドイツ）では法的な服装制限はないが、カジノの雰囲気を保つために、伝統的なゲームに関して背広・ワイシャツ・ネクタイ着用が求められる。また、入場時に ID 提示が必要であり、これを基にした入場者リストを作成している。バイエルン州ではカジノ令に基づき、訪問者データファイルの作成・管理が行われている。

資料: (p108<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※1 ③※5)

<引用/参考文献一覧>

- ※1「エンターテイメント事業可能性調査報告書」（平成 15 年 4 月 沖縄県）
- ※2「地方自治体カジノ研究会 研究報告書」（平成 16 年 3 月 地方自治体カジノ研究会）
- ※3「アメリカにおけるゲーミング」（平成 15 年 3 月（財）社会安全研究財団）
- ※4「東京都都市型観光資源の調査研究報告書」（平成 14 年 10 月 東京都）
- ※5「カジノの事業制度に関する調査研究報告書」（平成 15 年 12 月 東京都）
- ※6「シンガポール政府発表資料」
- ※7「オセアニアにおけるゲーミング」（平成 16 年 3 月（財）社会安全研究財団）

(3) 国内の先進事例の取組み

ア 回復施設 特定非営利法人 ワンデーポート

- ・ ワンデーポートは、横浜市内に開設（平成 15 年 4 月）された国内で唯一の強迫的ギャンブル（ギャンブル依存症）回復施設である。
- ・ 入寮施設も備え全国各地から利用者が集まってくる。
- ・ ギャンブルの問題を持つ家族のためのセミナー、ミーティングの開催、ワンデーポート関連刊行物の紹介、施設のパンフ作成、「ワンデーポート通信」の発行も合わせて行っている。

《ワンデーポート・プログラム》

- ・ ワンデーポート・プログラムの基本は毎日ワンデーポートで行われる「ミーティング」（グループセラピー）にあります。その中で自分を見つめ、ギャンブルを必要としない健康的な生活習慣を取り戻していきます。そして回復初期にぶつかるさまざまな問題に対して解決法を学んでいくことによって、ギャンブルをしない生活の基礎作りをし、社会復帰、自立の道を歩んでいく希望のプログラムです。ワンデーポートではギャンブラーズ・アノニマスなどの自助グループに通うためのアセスメントをするとともに、自助グループに行くための基礎を学びます。

《ワンデーポートからの提言》

- ・ ワンデーポートのプログラムの基本は、3 か月から 1 年間、毎日 3 回のミーティングに参加することです。このプログラム期間中は仕事はできません。したがって、基本的には借金の問題を一時的に棚上げすることを提案しています。サラ金の支払いは遅延しても、必ず解決がつく問題ですから、心配する必要はありません。プログラムを徹底的に実行することで強迫的ギャンブル（ギャンブル依存）から回復できることを、これまで多くの仲間が証明しています。
- ・ ワンデーポートに初めて来た人たち（ビギナー）は、ワンデーポートのスタッフの誰にでも、個人的問題や悩みについての相談を受けられます。ワンデーポートのスタッフは強迫的ギャンブルから回復した本人であり、自身の経験を通して共に回復していきたいと考えています。

《入所期間》

- ・ スタッフと面談の上で、入所日を決めます。プログラム修了はスタッフと利用者本人との話し合いにより、社会生活が可能と判断されたときに退所となります。また、基礎プログラム後は、寮に入居しながら仕事に行き、自立を目指す自立プログラムもあります。入所期間は最長 2 年まで延長できます。

資料:「特定非営利法人 ワンデーポートホームページ」より (<http://www5f.biglobe.ne.jp/~onedayport/>)

「ワンデーポート通信」 第97号 2008.9
 強迫的ギャンブル(ギャンブル依存)
 リカバリーサポートセンター

〒246-0013 横浜市瀬谷区相沢4-10-1
 クボタハイイツ101

HP <http://www.5f.biglobe.ne.jp/~onedayport/>
 E-mail oneday.yokohama@knd.biglobe.ne.jp


TEL: 045-303-2621
 FAX: 045-303-2629

地方開催ワンデーポート家族セミナーのご案内

●盛岡

日時 平成20年11月16日(日) PM1時30分～4時30分
 会場 盛岡アザガでって (盛岡市中橋第一丁目1-10)
 講師 高津和彦(法地まほろ相談所 精神学(理学療法士) ほか)
 対象 ご家族、医療福祉関係者、司法関係者、関心のある一般の方
 (ギャンブルの問題を持つ本人参加できません)

内容 講演と体験談
 参加費 2,000円
 当日会場でお支払いください
 参加申込み 045-303-2621
 ワンデーポート
 先着50名
 主催 NPO法人ワンデーポート



●佐賀(参加申し込み受付中)

日時 平成20年9月28日(日) PM1時～4時
 会場 佐賀メイトプラザ
 佐賀市兵庫町大字藤木1006番地1
 参加費 3,000円(当日会場でお支払いください)
 参加申込み 045-303-2621(ワンデーポート) 先着60名

医療福祉関係者の皆様へ

ギャンブル依存
 からの
 回復のために

NPO法人
ワンデーポート
 強迫的ギャンブル リカバリー・サポート・センター

〒246-0013 横浜市瀬谷区相沢4-10-1
 クボタハイイツ101



交通機関: 相鉄線瀬谷駅下車、徒歩5分
 TEL 045-303-2621
 FAX 045-303-2629

ご相談に来所される場合はあらかじめ電話でのご予約をお願いします。
 HP <http://www.5f.biglobe.ne.jp/~onedayport/>
 E-mail oneday.yokohama@knd.biglobe.ne.jp

2007.07

ギャンブル依存
 からの
 回復のために

NPO法人
ワンデーポート
 強迫的ギャンブルリカバリー・サポート・センター

〒246-0013 横浜市瀬谷区相沢4-10-1
 クボタハイイツ101



交通機関: 相鉄線瀬谷駅下車、徒歩5分
 TEL 045-303-2621
 FAX 045-303-2629

ご相談に来所される場合はあらかじめ電話でのご予約をお願いします。
 HP <http://www.5f.biglobe.ne.jp/~onedayport/>
 E-mail oneday.yokohama@knd.biglobe.ne.jp

2007.07

ワンデーポート通信

パンフレット(医療福祉関係者)

パンフレット(本人・家族等)

図 3-1 NPO 法人ワンデーポートパンフレット

イ ヒアリング概要

(ア)活動の主旨

- ・ 特定非営利法人ワンデーポートでは、アルコール・薬物依存の問題に対応する福祉モデルのプログラムを規範にしている(ギャンブル依存そのものの問題は医療機関での回復は難しい)。
- ・ 最大の特徴は、ギャンブルに問題のある相談者(当事者、家族等)からのアセスメントすることである。当事者がギャンブルの問題を抱える以前に別の問題行動歴がある場合、精神障害や発達障害の評価が必要であり、医療機関とのネットワークで対応している。本人の否認が強い場合は、家族が介入することを提案し、ワンデーポートでは他の相談と協働しそのノウハウを伝えている。
- ・ 刑事事件を起した人に対し、裁判で情状証人に立ち、身元引受人になるなど、司法サポートを行っている。

(イ)今後の活動について

- ・ これまでの実績を踏まえて、個々人の背景(課題)に沿った回復支援を模索している。発達障害、多重債務等の問題への関係機関との連携による取組みを充実させる。さらに、地域と連携する事業やプログラムを作成する。例えば、ボランティアで地域の公園の清掃活動等、地域の理解や支援を受けて成り立っていることに対して、自発的に還元できる取組みを積み上げて行きたい。
- ・ 日常の活動成果を公表する広報活動として書籍出版やセミナー、講演会を継続して開催していきたい。現在 25 名が共同生活を送っているが、横浜市瀬谷区の施設を拠点に事業を

拡大していきたい。特に別の場所に同様な回復施設を開設する予定はない。開設当初から地域との関係性を大切にしながら一步一步確実に進んでいきたい。

- ・ 「ワンダーポート」のOB会組織があり、ソフトボール大会などレクリエーション活動をとおして人的なネットワークづくりにも取り組んでいる。

ウ パチンコ依存症等の現状と対策

(ア)パチンコ依存症等の問題

- ・ 年々減少し続けるパチンコ利用者に反して、業界の売上は参加人口に比べ減少率は小さい。つまり一人当たりの遊技費が非常に高額になっていると指摘されている。
- ・ パチンコへの過度なめり込み、射幸性の高いマシンの導入などが関係し依存症の疑いがある人が増えている。
- ・ パチンコ・パチスロが他のギャンブルと異なり、何時でも、何処でも、手軽にできる、気楽にできることが最大の特徴であり、また依存につながる要素を含んでいる。
- ・ 「全日本遊技事業協同組合連合会アンケート」（2004年）では、アンケート回答者4,500人のうち30%がパチンコ依存を自覚し、年齢が上がるにつれてその割合が増加している。また、いわゆる多重債務による深刻な依存症の疑いがある人は0.5%であるという結果も報告されている。
- ・ パチンコ依存症の問題は、その被害が直接本人にもたらせられるばかりではなく、その関係者（家族、親戚、友人、知人、勤務先）にも及ぶことがあるとされている。
- ・ パチンコに没頭する結果、多重債務を抱え家族の崩壊に追い込まれる事例も見られる。
- ・ アルコールや薬物依存に比べパチンコ依存の実態把握は充分ではなく、その症状の進行と影響の多様さが関わり、回復の困難さが指摘されているが、その治療方法は確立されていない状況である。

(イ)パチンコ業界の現状

- ・ 過度な射幸性を追求した弊害として、ギャンブル依存症の問題、自己破産、駐車場での乳児の社内置き去り等が社会問題化している。
- ・ 射幸性を高める風潮にあったパチンコ・パチスロ業界において、パチンコ機の規制改正（2004年7月）を引き金に客離れが顕著になってきている。
- ・ 利用客の減少と、ギャンブル性の規制強化により経営が厳しくなっているのが現状である。
- ・ 一方で、金儲け層から純粋に楽しむ層へ、本来の顧客ニーズをつかみ、気軽に楽しむ安心・安全なレジャー産業への取組みを模索している。
- ・ 最重要課題として、換金システム、三店方式（現金交換システム）の見直し等による業界の健全化が必要とされている。
- ・ さらに、業界の社会的な地位向上に向けた努力、社会貢献活動（CSR：企業の社会的責任）への取組みも行われている。
- ・ 業界、ホールでの取組みとして、ホームページ上で遊技に対する心構えやホールへの子どもの同伴を控える注意の喚起を行っている。また従業員による駐車場の定期的監視、ホー

ル敷地内に託児所を設置し子どもを預かる等の取組みが、全国的に広がっている。

(ウ)遊技団体の依存症への取組み

《全日本遊技事業協同組合連合会(全日遊連)》

「ぱちんこ依存問題」への取組みとして、ぱちんこ依存問題研究会を平成15年より発足し、その現状の把握と改善に向けて取組みを行っている。平成18年の4月19日からは、全日遊連の支援により第三者機関リカバリーサポート・ネットワークを設立し、電話での無料相談業務を開始している。

《沖縄県遊技業協同組合》

組合員の相互扶助精神に基づき、組合員の為に必要な共同事業を行い、組合員の経済的、社会的地位の向上を図り、業界の健全な発展を促進することを目的に活動している。

《全日本社会貢献団体機構》

全日本社会貢献団体機構は規約に則り、社会貢献事業が社会を支える極めて重要な活動であるとの認識に基づき、遊技業界並びに民間や公的機関等と連携、協力しながら、文化や学術の振興そして平和で住みよい社会づくりなどの貢献活動の推進、並びにその広報を行うことを目的とする事業に積極的に取り組んでいる。

- ・ 「ぱちんこ依存問題に関する相談及び回復支援事業」：ぱちんこ依存症に関連する各種の問題についての調査・研究及び対策の立案並びに、依存者等からの（無料）相談受付、依存者の回復支援のための各種サポート活動及び回復支援に携わる人材の育成、回復支援プログラムの研究・開発等の事業。

助成団体：リカバリーサポート・ネットワーク（助成金額 年間2,000万円）

エ ぱちんこ依存問題相談機関 リカバリーサポート・ネットワーク

ぱちんこ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に設立された非営利の相談機関である。全国を相談の対象とする組織であり、その事務所が沖縄県内に設置されている。

問題の背景の一つである、ぱちんこへの過度ののめりこみ（ぱちんこ依存問題）に焦点を当て、早期介入のシステムを作る必要を提唱し、電話相談による早期介入と問題からの回復支援を目指して活動を行っている。

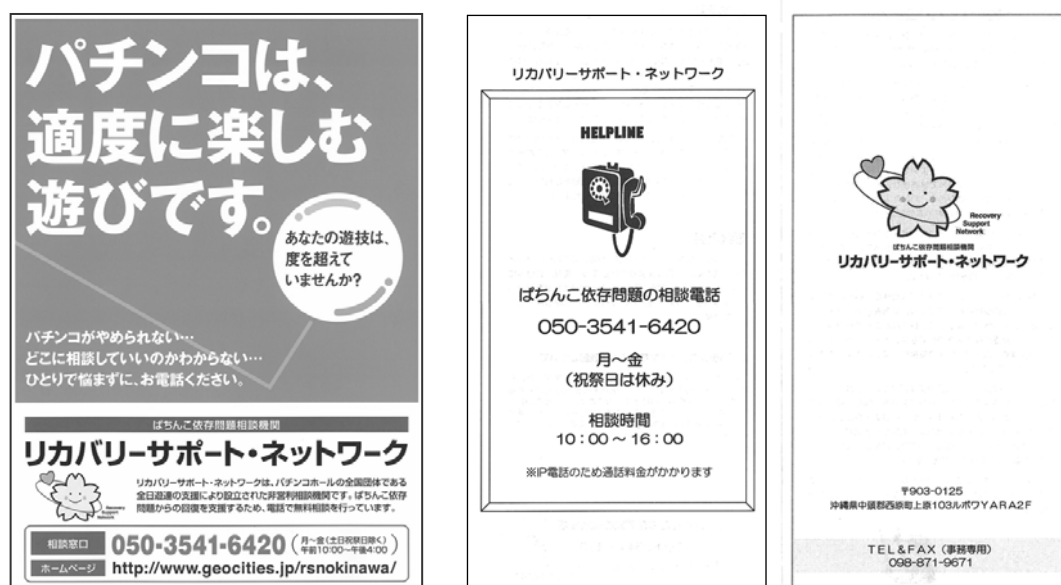
(ア)設立の経緯

- ・ 全日本遊技事業協同組合連合会（全日遊連）では、平成15年4月に「依存症研究会（現ぱちんこ依存問題研究会）」を発足させ、過度ののめりこみによって生じる“ぱちんこ依存問題”への対応を検討してきた。研究会では、強迫的ギャンブルの回復支援施設ワンダーポートから当事者活動の考えを聴くなど、広い視点からぱちんこ業界として具体的に何ができるか議論と検討が行われてきた。
- ・ 研究会の議論から、真に役立つサービスと未来に向けた社会資源の創造への取組みを目標に、相談機関の設立が構想された。その構想をもとに、全日遊連の支援によって、平成

18年4月に第三者機関ぱちんこ依存問題相談機関「リカバリーサポート・ネットワーク」が設立された。

(イ)活動と運営

- ・リカバリーサポート・ネットワークは、非営利の任意団体。活動は、全日本社会貢献団体機構からの助成、当ネットワーク会員の皆様からの会費及び寄付金によって支えられている。質の高いサービスの提供を目指して、スタッフ一同知恵を絞り、試行錯誤しながら運営に当たっている。
- ・無料の電話相談（ホットラインの）設置し、相談を受けている。問題を整理し、問題解決に必要な相談機関や社会資源の紹介や必要に応じた情報の提供サービスを行っている。



電話相談のポスター

パンフレット

図 3-2 リカバリーサポートネットワークパンフレット

- ・情報発信・啓発・広報サービスとして、活動状況や必要な情報をニュースレターなどで配信している。活動の詳細、調査・研究成果を公開し、社会の問題意識の啓発と正確な情報と知識の提供に寄与している。
- ・人材育成サービスとして、電話相談の相談員養成プログラムを作成し、実践的なトレーニングを行う養成システムを構築し、全国各地で活躍できる人材を育成する。さらに、ソーシャルワーカーなど問題解決支援に携わる方々を対象に、ぱちんこ依存問題分野の専門的な研修プログラムを提供している。
- ・調査研究として、ぱちんこ依存の回復支援に必要な相談マニュアルや家族教室テキストなど、各種プログラムの開発・実施、テキスト・書籍の出版などを行い、それらを実施する機関を支援する。また、各種のプログラムの開発・作成をするための必要な調査・研究を行っている。
- ・ぱちんこ業界などの遊技提供者（団体）へのサポートサービスとして、ぱちんこ依存に関連した問題が発生したときに、どのように対策をとるべきかといった問題発生時の対応支

援（トラブルシューティング・サポート）、問題防止対策作成、提言を行なっている。また、あらゆるスタッフの研修プログラム作成、実施・提供を予定している。

資料:「リカバリーサポート・ネットワーク」HP(<http://www.geocities.jp/rsnokinawa/>)

(ウ)電話相談事業

- ・ 電話相談は常時 3 名の相談員で午前 10 時から午後 4 時までの 6 時間、平日の月曜日から金曜日まで受け付けている。
- ・ 電話相談に寄せられた件数は、2006 年度 989 件、2007 年 846 件、合計で 1,835 件である。その内、初回相談が 79%、複数回の相談が 21%で複数回の相談者が増加してきている。
- ・ 対象者の都道府県別の相談件数をみると、2006 年度の集計の第 1 位は沖縄県 96 件、第 2 位は神奈川県 65 件、第 3 位は東京都 62 件。2007 年度の集計の第 1 位は大阪府 93 件、第 2 位は沖縄県 67 件、第 3 位は福岡県 51 件。総計では沖縄県 163 件、大阪府 151 件、東京都 109 件であった。メディアで取り上げられた地域やぱちんこホール内のポスターの掲示に積極的な店舗が多い地域からの相談が上位を占めている。
- ・ その他、ぱちんこ依存問題に関わるさまざまなデータを掲載している。

資料:「2006 年度・2007 年度リカバリーサポート・ネットワークぱちんこ依存問題電話相談事業報告書」

(4)我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針(懸念事項に対する対応策の概要を抜粋)

自由民主党政務調査会観光特別委員会 カジノ・エンターテイメント検討小委員会
(平成 18 年 6 月 16 日作成)

カジノ法制・制度・規制等

- ① 我が国にカジノ・エンターテイメントを導入する際には、これまで非合法とされていたカジノを国家の厳格な規制監視及び管理下に置くことで合法化する仕組みをつくることが不可欠であり、そのために新たな法律の制定が必要とされる。
- ② 国はカジノの許諾に係わる専権を保持する。
- ③ 国はカジノ施行が安全かつ健全に、かつまた公正になされることを担保するために、施行の詳細に関する統一的な規則や枠組みを制定し、施行全般を規制するとともに、施行のあり方を監督し、施行を監視する。
- ④ 国の機関「カジノ管理機構」
 - 詳細運営規則の制定、民間主体の認証、許認可、施行全般の監視・監督の任
 - ア 権限
 - ・主務大臣に対する許諾の取り消し、剥奪等の意見提出
 - ・適格性認証申請の調査、審査、適格要件判断、認証付与、認証の制限・停止・剥奪の判断
 - ・契約行為の認証
 - ・カジノ施設の運営詳細に係わる細則・規則等の制定・認証
 - ・機材、器具、機械、システム等の認証等
 - ・カジノの運営、経営行為に対する監視・検査の実施、不正行為の抑制と違法行為の摘発
 - ・カジノ場内に常駐可能
 - イ 何人も国の機関（カジノ管理機構）の認証なしに、直接的・間接的にカジノの運営に関与することはできない。
 - ウ カジノ運営に直接・間接に関わる者の犯罪歴、所有銀行勘定、保有資産等の調査をすることができる。
- ⑤ 主務大臣の諮問機関「カジノ管理委員会」

主務大臣の補佐、施策や方針に係る諮問を行う。
- ⑥ 施行者：地方公共団体ないしは、その一部事務組合
 - ア 地方公共団体は、国の規則を超える需要抑制施策を条例で定めることができる。
 - イ 施行者の義務
 - ・カジノ施設内における秩序維持を期す義務
 - ・良質な周辺環境の保持、交通渋滞対策等
 - ・社会的に否定的な要素の縮減

⑦ 運営受託事業者の義務

- ・法令、規則・許諾手順等の遵守
- ・情報開示義務、内部監査義務
- ・安全性、公正性の確保、秩序維持、警備・監視義務
- ・カジノ場内外における防犯上の措置（ビデオカメラの設置）
- ・国の機関による査察・検査等に対する協力
- ・自らの適格性、清廉潔癖性の立証
- ・カジノ場内に警察官詰め所を設ける義務

⑧ 地方公共団体の収益金（入場料）の用途

地域社会における社会的セーフティー・ネット構築、施行の安全性・健全性や地域社会の公共安全を担保するために一定の支出を義務付けるなどの手法が望まれる。

⑨ 地域環境管理委員会の設置

施行者（地方公共団体等）はカジノ施設への組織犯罪の介入防止、地域における風俗環境の悪化防止・地域社会における依存症対策等について施行者に勧告・助言する地域環境管理委員会を設置する（委員：警察・教育・保健衛生・金融等の当局、有識者で構成）。

懸念事項の項目別対応策

① ギャンブル依存症対策

- ・賭博依存症患者等による立入の禁止
- ・域内における銀行やカード会社等のATM設置の禁止
- ・域内において金銭貸付等の禁止
- ・最低最高掛け金規制の採用
- ・運用時間の限定、内国人のみ利用できる日時制限、一定の入場料賦課等による内国人の利用制限
- ・依存症患者の特定化、対処のための従業員教育等の徹底
- ・依存症患者の治療施設、カウンセリング、依存症患者自己排除プログラム等の実施検討

② 青少年の影響への対策

- ・カジノ場への入場、ゲームに参加するものに関わる欠格要件の設定（未成年、学生等の入場規制）
- ・カジノ場への入場者に対する本人確認要請（証拠書類の提出を求める。提出を拒否した場合は、顧客の入場を拒否できる。）
- ・国内における広告の抑制（過度の射幸心を煽ることの抑止）

③ 暴力団等組織悪介入への対策

- ・犯罪歴不正行為歴のある主体、組織暴力団等のカジノ運営からの完全除外
- ・カジノ運営に関わる主体への適格性と清廉潔癖性証明の義務づけ及び国の機関からの承認取得の義務づけ

- ・カジノ運営に関わる主体へのカジノ場内外における警備、監視、秩序安全保持等に関する体制、機材等具備の義務づけ
- ・ゲーム進行の常時監視、映像記録の一定期間保持の義務づけ
- ・カジノ場内に警察官詰め所設置等の措置

④ 地域環境への影響への対策

- ・カジノ場内周辺における秩序を乱す行為、公序良俗に反する行為の禁止
- ・地域における風俗環境の悪化防止等のため、地域環境管理委員会（警察、教育、保健衛生、金融等の当局及び有識者で構成）の設置
- ・需要抑制施策のための地域独自規制（ルール）に関する条例の制定（例：運営時間の制限、内国人の利用日・時間の制限、一定の入場料の賦課など）

⑤ その他

- ・収益金、入場料（任意事項）の使途目的に関し条例制定の義務づけ、地域社会におけるセーフティー・ネット構築と公共安全のための一定の支出の義務づけ

2 懸念事項の現状と課題

カジノ・エンターテインメント導入に伴い懸念される事項「ギャンブル依存症」、「青少年への影響」、「暴力団等組織悪の介入懸念」、「地域環境への影響」の各項目毎の現状と課題は、以下のとおりである。

(1)ギャンブル依存症

ア ギャンブル依存を取り巻く社会の現状

- ・ 国内におけるギャンブル依存の最大の問題はパチンコである。
- ・ 「リカバリーサポート・ネットワーク」（ぱちんこ依存問題相談機関）への電話相談で、全国の中でも沖縄県の件数が突出していることが報告されている。
- ・ ギャンブル依存の自助組織としては、国際的な組織 GA (Gamblers Anonymous) があり、県内にも3つのグループが活動している。

イ ギャンブル依存の医学的根拠・概念

- ・ ギャンブル依存症は身体的症状がなく、病気として認識しづらいのが現状である。
- ・ 米国精神医学会 (American Psychiatric Association) の「精神疾患の診断と統計の手引き」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders) によれば、習慣及び衝動の障壁の中に病的賭博 (Pathological Gambling) が位置づけられている。
- ・ 一般的に、ギャンブル依存症患者、病的賭博者、パチンコ依存症患者などの用語が使われている。自助グループ「GA」では、強迫的ギャンブラーという表現を使っている。
- ・ 広義には、ギャンブラー本人及び周囲の人々にとって有害な行為であるのに、持続的で反復的な不適応賭博行為が続いている場合、これを「病的賭博」と言っている。
- ・ ギャンブル依存の場合、借金の問題が前面に出てくるなど経済的な問題にどう介入するかがポイントになる。

ウ ギャンブル依存症における懸念事項

- ・ ギャンブルに熱中するあまり、借金を重ねて経済破綻を引き起こす「ギャンブル依存症(病的ギャンブル)」患者の発生が懸念される。
- ・ ギャンブル依存症は、家族崩壊につながる危険があると懸念されている。

エ 主な回復支援団体

(ア)GA(Gamblers Anonymous)

- ・ 互いの経験と希望を分かち合って共通の問題を解決し、ギャンブルの問題から回復するよう手助けしたいという本人の集まり。
- ・ 県内には、「沖縄かいグループ」、「沖縄南風グループ」、「沖縄美里グループ」の3つのグループが活動しており、本人たちの集まり、家族や友人等の集まりが定期的開催されている。

(イ)ギヤマノン(Gam-Anon)

- ・ギャンブル依存の問題を持つ人の家族と友人のための集まり。
- ・県内には、「沖縄結グループ」、「沖縄南グループ」、「沖縄ゆうなグループ」の3つのグループが活動しており、ギャンブル依存の問題を持つ人の家族と友人の集まり、家族及び本人、関係者、ギヤマノンに関心のある人達が定期的に集まり開催している。

オ ギャンブル依存症の回復

- ・依存症の歴史は長いとされるが現在は、アルコール依存症・薬物依存症は医学的治療や家族ミーティングや自助グループなど集団的治療法が確立されている。しかし、ギャンブル依存症は最近大きく社会問題化され、多重債務、DV（配偶者間暴力）等と複雑に絡んでいることが指摘されている。
- ・ギャンブル依存症からの回復としては、本人の心と向き合うカウンセリング、特に債務問題（借金）解決のための法的措置という2つの手段が有効とされている。
- ・国内で唯一の入寮回復施設、電話によるぱちんこ依存問題の相談受付の活動、遊技業界等の社会貢献活動等を通して社会環境の向上への取り組みがなされている。

(2)青少年への影響

- ・カジノが青少年へ悪影響を及ぼさないためには、青少年が、カジノ場へ立ち入ることができないような隔離策、身分証明書の提示などが必要であり、仮にカジノの民間運営受託者が、十分なチェックをせず、青少年がギャンブルに興じるような事例が発覚した場合には、米国のように運営受託者に高額な罰金など、重い制裁を科すような制度の創設が重要となってくる。このことが、逆に、運営受託者をして自主的な管理を徹底させる誘因につながり、問題発生を抑止策になる。
- ・また、カジノ場においても、未成年者を特定化し、排除するために必要な従業員の教育を徹底することが求められる。
- ・青少年の存在する教育施設や住宅地から一定の距離を設けることにより、青少年が通常の世界社会生活を送る場合において、目に触れることがないような措置が必要である。
- ・カジノについては、過度の広告やプロモーションも制限することにより、青少年への影響を最小限に止める必要がある。
- ・一部先進国においては、現実社会に存在するギャンブル、ギャンブル行為を学生・児童の目から覆い隠すのではなく、子供の頃から、その潜在的な危険性と自己責任のあり方を教育し、周知する方が将来的にギャンブル依存症の発生の抑止策につながるの考え方に基づき、そのような教育が実践されているところもある。
- ・カジノ設置による影響以外にも既に我が国で、社会問題となっている携帯電話の有害サイトへのアクセスやコンピューターゲームへののめり込み、ゲームセンター・ゲーム喫茶等への出入り、オンラインカジノへのアクセスの危険性等の問題についても、その対策や、子ども達への指導のあり方について、取り組むことが重要である。

(3) 暴力団等組織悪の介入懸念

- ・ 我が国では賭博行為はどうしてもやくざや暴力団等の否定的なイメージとつながる。厳格な法規制・制度がない場合には、そのような悪や組織悪が介入する危険性があるとは言える。但し、現在の法治国家である先進国においては、厳格な法規制や制度を構築し、厳しい事前・事後のチェックを行い、違反者に対しては、高額な制裁金・認証剥奪などの重い罰則を課したことから、もはやマフィアや組織悪の介在する余地はなくなり、健全な上場企業がカジノの運営を担っているというのが実情である。
- ・ このようなことから、カジノの施行・運営行為に直接的・間接的に関わる個人・法人は、犯罪歴や過去の不法行為がないこと、マフィアや暴力団等の組織悪と関係がないことなどについて、自ら清廉潔白性を立証し、国の機関により適格性認証を取得することが必要である。
- ・ また、マフィアや暴力団等の組織悪の関係者、不適切と判断される個人は法律上、欠格要件に該当し、カジノ場への立ち入り自体も禁止することなどの措置が重要である。

(4) 地域環境への影響

- ・ カジノ設置により、風紀の乱れ、騒音、交通渋滞等の周辺環境の悪化が懸念されている。これは、カジノ設置に反対する主要な理由の一つとなっている。このようなことから、カジノ施設については、教育施設、社会福祉施設、病院などの施設や住宅地なから一定の距離を設けるとともに、法令に基づく、違法な性風俗産業の監視・取り締まりの強化や、周辺インフラ整備による、交通渋滞、騒音対策などの措置が必要である。
- ・ また、カジノ収益の一部を活用したこれらの対策費用（カジノ施設周辺のパトロールの強化等）への充当、カジノの民間運営受託者の自主的な管理体制の強化や周辺環境への取組みが重要となる。

<引用／参考文献一覧>

『ニッポンカジノ&メガリゾート革命 国際観光立国宣言』（平成 19 年 12 月 梅澤忠雄
美原融 宮田修 編著）

3 沖縄県の懸念事項に対する基本的な考え方

先進国における取組み事例、自民党の基本方針、沖縄県が設置した「カジノ・エンターテインメント検討委員会」における議論等を踏まえ、沖縄県として懸念事項に対して、以下のとおり基本的な考え方を整理した。

(1) ギャンブル依存症対策

- ・ 依存症回復支援施設の整備・支援などカジノの収益を一部活用した仕組みづくりや、依存症患者については、カジノ遊興資金調達の制限や過度にのめりこませないといった制限を設ける必要がある。
- ・ セーフティー・ネットの構築として、カウンセリングや治療体制をはじめ、相談員の育成などにより、ギャンブル依存症の抑制や関係機関の協力体制の構築を図る必要がある。
- ・ 本人や家族の申し立てに基づくカジノ施設からの依存症患者自己排除プログラムの実施等が必要である。
- ・ 外国人観光客を除き内国人に対して、利用時間の制限、入場料の賦課等、一定の需要抑制策をとることの検討も必要である。
- ・ カジノ遊興資金調達の制限として域内への ATM 設置や、金銭貸付の禁止など対策を講ずる必要がある。
- ・ 最低最高賭け金規制の採用が必要である。
- ・ ギャンブル依存症患者の特定化、対処のためのカジノの従業員教育等の徹底が必要である。
- ・ 需要抑制策のための地域独自規制（ルール）に関する条例制定が可能になるような制度づくりが必要である。

(2) 青少年への影響への対策

- ・ 青少年は、カジノ場への立入、入場、ゲームへの参加を禁止し、本人確認等のチェックを行う必要がある。
- ・ カジノ場に関する広告やプロモーションについても、一定の規制を設けていくことが必要である。

(3) 暴力団等組織悪介入への対策、犯罪の防止策

- ・ カジノ場内外における警備、監視、秩序・安全保持は施行者・運営受託事業者がその一義的な責任を有し、警備や監視に必要となる体制や機材等を具備する義務を負う必要がある。
- ・ カジノ運営における犯罪歴、暴力団等、適切でない法人や個人を排除すること、そして、カジノ運営希望者は国の認証を取得することを要件とし、認証取得者の違法行為については事後においても国により認証を剥奪することができるなどの措置を講ずることが必要である。
- ・ 国や警察との連携・協力・調整体制を築き、不正排除、暴力団等の介入阻止などの仕組み

をすることが必要である。

- ・ ゲーム進行の常時監視、映像記録の一定期間保持の義務づけが必要である。
- ・ 運営受託事業者の費用負担によるカジノ場内における警察官詰め所の設置が必要である。

(4) 地域環境への影響への対策

- ・ 住環境の悪化への対応策として、営業時間や立地場所の検討が必要である。
- ・ カジノ遊興資金調達制限として域内への ATM 設置や、金銭貸付の禁止など対策を講ずる必要がある。
- ・ 警察、教育、保健衛生、金融等の組織で構成する地域環境管理委員会の設置を義務づけ、地域環境の維持・向上に努める体制を築く必要がある。
- ・ 施行者は良質な周辺環境を保持し、交通渋滞対策等周辺の交通の安全と円滑を図る配慮義務が必要である。

(5) 対策費用の義務づけ

- ・ 収益金、入場料（任意事項）の用途目的に関し条例制定の義務づけ、地域社会におけるセーフティ・ネット構築と公共安全のための一定の支出の義務づけなどが必要である。

4 カジノ場への県民の入場規制の検討

カジノ場への県民の入場規制については、ギャンブル依存症発生の抑制につながる一方、デメリットもあることから、平成20年10月27日（月）の第3回カジノ・エンターテイメント検討委員会においても議論した。主な論点を以下のとおり整理した。

(1) 県民の入場規制の方法

県民の入場規制について、3つのケースをもとに想定される方法を以下に整理する。

ア 入場を完全に禁止とする

- ・ 身分証明による写真付き会員証の作成、提示による年齢、住所、氏名等の確認
- ・ 航空券の提示（DFS・免税店制度の事例を参考）
- ・ 運転免許証・住民基本台帳カードなどの顔写真付き身分証明書の提示

イ 入場を一部規制する

- ・ カジノ場入口で入場料を徴収
- ・ 身分証明による写真付き会員証の作成、提示による年齢、住所等の確認
- ・ 航空券の提示（DFS・免税店制度の事例を参考）
- ・ 運転免許証・住民基本台帳カードなどの顔写真付き身分証明書の提示
- ・ 所得水準の設定
- ・ 県民の入場できる時間の制限
- ・ 県民の利用回数の制限（週、月、年）

ウ 入場規制を行わない

- ・ ただし、未成年者の入場は禁止（年齢制限）
- ・ さらに、不適格者（ギャンブル依存症患者、暴力団関係者、虞犯者等）も禁止
- ・ 自己排除プログラムの実施

表 3-1 県民の入場規制の際の各種証明手段のメリット・デメリット

各種証明手段	メリット	デメリット
航空券 (DFS・免税店制度を参考)	・ 沖縄県外からの人を航空券でチェックすることが可能である。	・ 航空券を常に携帯しなければならない。 ・ 沖縄在住者でも本土、海外へ行く場合は入場できる。
会員証の作成	・ 住所、氏名、年齢の認識が容易である。	・ 事前に申請し作成しなければならない。
住民基本台帳カード	・ 日本人なら誰でも作成できる。	・ 普及率が低い。
健康保険証	・ 住所、氏名、年齢の認識が容易である。 ・ 本人確認の書類として普及している。	・ 貴重な書類であるため保管には充分気をつける必要がある。 ・ 顔写真が添付されていないので本人確認が困難
運転免許証	・ 顔写真付きの公文書で本人確認が可能であり、保有者が多いことなどから、国内では一般的な本人確認書類として幅広く利用されている。	・ 運転免許証を持っていない人もいる。

(2) 入場規制についての案

上記各種証明手段等のメリット・デメリットなどを念頭に置き、以下のとおり 3 案が考えられる。

案 1(沖縄県在住者の入場を認めない)

カジノ場入場者の区分	確認する書類
○外国人	・パスポート
○本土在住者	・運転免許証、住民基本台帳カード等の顔写真付きで現住所、本人確認が可能な証明手段を利用する。
×沖縄県在住者	・運転免許証、住民基本台帳カード等の顔写真付きで現住所、本人確認が可能な証明手段を利用する。

案 2(沖縄県在住者から入場料を徴収する)

カジノ場入場者の区分	確認する書類及び考え方
○外国人	・パスポート
○本土在住者	・運転免許証、住民基本台帳カード等の顔写真付きで現住所、本人確認が可能な証明手段を利用する。
△沖縄県在住者	・ギャンブル依存症発生の抑制策として、沖縄在住者から入場料を徴収する（シンガポールの取組みを参考）。 ・確認する書類：運転免許証、住民基本台帳カード等の顔写真付きで現住所、本人確認が可能な証明手段を利用する。

案 3(入場規制をしない)

カジノ場入場者の区分	確認する書類
○外国人	なし
○本土在住者	なし
○沖縄県在住者	なし

(3) 県民の入場規制によるメリット、デメリット

県民を入場規制することについては、以下のとおりメリット、デメリットがあるものと考えられる。

ア 県民の入場規制のメリットとしては、

- ・ 県民のギャンブル依存症患者発生の抑制となること
- ・ ギャンブル依存症にかかる社会的コストの抑制につながる
- ・ 県民誰もが入場できないため、本島・離島の地域格差が生じないこと

- ・ 県民のギャンブル依存症発生の抑制につながることから、カジノ導入に対して、県民の理解が得られやすいこと
- ・ 県内の資金を循環させるのではなく真の外貨獲得になること

イ 県民の入場規制のデメリットとしては、

- ・ 収益が減少し、経済的波及効果が小さくなること
- ・ カジノ事業者の進出意欲減退や投資規模の抑制につながる事
- ・ 関連するビジネスの発展の阻害要因になること
- ・ 利用者の制限が、県民の差別、不平等という考え方につながる可能性があること

(4) 県民の入場規制についての沖縄県の基本的な考え方

カジノ場への県民の入場については、カジノ関連法案の内容を踏まえるとともに、原則、制限する方向で検討する。